

○年少射撃資格の認定

(第9条の13第1項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和4年3月15日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の13第1項
処分の概要	年少射撃資格の認定
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで(許可の基準)、第9条の13第1項、第9条の14第1項(年少射撃資格の認定のための講習会) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第28条(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第75条(年少射撃資格認定申請書)、第76条(年少射撃資格認定申請書の添付書類等) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]